

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値重視の経営という考え方に立ち、企業のコーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、激変する経営環境に対応すべく経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	1,478,000	4.92
日本証券金融株式会社	1,261,000	4.20
小泉芳夫	620,000	2.06
三井住友海上火災保険株式会社	610,000	2.03
株式会社デベロッパース三信	550,000	1.83
高岡浩司	515,000	1.71
肥田篤	422,000	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	351,000	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	325,000	1.08
松井証券株式会社	322,000	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 当社監査役は、当社の会計監査人有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について適宜説明を受けております。
2. 内部監査は3名で半期毎に策定した監査計画に基づいて実施し、監査結果を代表取締役および監査役に報告しております。また、監査役と内部監査室とは、定期的に会合を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田一穂	他の会社の出身者													
飯沼春樹	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田一穂		――	長年にわたる金融機関での豊富な実務経験により、企業財務に関する高い知見と見識を有しており、社外監査役として客観的な視点から取締役の職務の執行を監査することができると判断したためであります。

飯沼春樹	○	_____	弁護士としての豊富な実務経験により、企業法務にも精通し、高い知見と見識を有しており、社外監査役として客観的な視点から取締役の職務の執行を監査できると判断したためであります。 なお、同氏は取引所の定める事由のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
------	---	-------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社の役員報酬は株主総会での決議枠内において決定しております。引き続き決議枠の遵守を前提に、今後は、取締役等がより高い意欲と士気を持って株価向上と業績向上に取り組むことが株主利益の向上に繋がるとの基本的な考えの下、取締役等へのインセンティブ付与施策の導入等についても検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

有価証券報告書の「コーポレートガバナンスの状況」で開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- 社外監査役のサポート体制としては、専従スタッフは配置しておりませんが、重要案件については事前にその内容を説明するなどし、意見交換を行っております。
- 社外監査役は、稟議書等の決裁書類を閲覧し、取締役会その他重要な会議に出席しており、経営および意思決定に関わる貴重な説明を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本方針とし、以下のガバナンス体制を整備しております。

(取締役会)
取締役会は、経営の意思決定および取締役の職務執行を監督する機関として位置付け、提出日現在で取締役5名で構成しております。取締役の任期は1年としております。取締役会には監査役も出席し、毎月1回定例開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務上の重要事項の決議、報告を迅速かつ適正に行っております。なお、執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能を区分して業務執行の迅速化・効率性を図っております。また、取締役と執行役員で構成する経営会議および部長以上の役職者で構成する部長会を原則月1回開催し、重要な業務に関する審議の充実を図っております。グループ会社につきましては個別の会議や報告会を開催しております。

(監査役会)
当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名で構成しております。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するとともに、監査計画に基づく監査を行うなどにより、取締役の職務執行を監査しております。内部監査室や会計監査人である有限責任監査法人トーマツとも、随時協議・検討の機会を持ち緊密な連携を保っております。また、業務執行取締役および使用人に対し適宜個別ヒアリングの機会を設けるなど業務執行に対する監査役の監査機能を果たすよう努めております。
なお、監査役3名の内、2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役です。当社と社外監査役との間に人的、資本的または取引関係その他の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役による監査を実施しており、客観的な立場から経営監視機能を果たしております。また、社外監査役は取締役会の他重要な

会議に出席しており、経営の透明性、適法性などの監視機能体制が整っていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日程度前倒しして発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の電子投票制度を採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家情報」に決算短信や開示資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範において、各ステークホルダーに対し誠実に対応することを規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社（以下 当社グループ）は、大東紡グループ行動規範およびコンプライアンス基本規程に基づき、健全な企業風土を育成・確立し健全な行動規範や職務権限等の整備・運用を推進するものとする。また必要に応じコンプライアンス研修会を実施することで社員への周知徹底を行う。

- (1) 重要な法務的課題およびコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士に相談し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 内部監査規程に基づき、ラインから独立した会社業務監視機関として内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者とし、当社グループ対象に内部監査を行い、当社グループ統制機能の強化を図るものとする。
- (3) 取締役は、当社グループ内において他の取締役或使用人の重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (4) 使用人が当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われようとしていることを発見した場合に、所定の社内部署に通報する内部通報規程を制定しており、通報者は匿名可とし、また、当該者に対し不利益な扱いを行わない、通報内容は秘守することなどを定め、活用を推進している。
- (5) 監査役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

当社グループの情報管理については、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの業務執行に係る個々のリスクの把握と管理については各部門長による自立的な管理を基本とするが当社グループ事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を防止するために、「内部管理強化委員会」を設置し具体的な対策を講じる体制としている。
- (2) 大地震等発生時には、その損害を最小限に食い止めるため防災危機管理基本規程に基づき組織的かつ計画的に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとする。取締役会には、監査役も必ず出席し、グループ会社の経営を含め、業務上の重要事項について議論を行い、その審議を経て執行を決定するものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能を区分して業務執行の迅速化・効率性を高めるとともに、組織規程、業務分掌規程、権限規程および執行役員規程において、グループ各社を含めそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定め、取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保している。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の経営管理については、関係会社業務規程に従い、運営管理を行うものとし、定期的に個別の会議や報告会を開催する。また、内部監査を実施しその結果を関係会社の取締役および当社の取締役に報告する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の補助業務のため監査役の使用人を置くこととし、その人選については、取締役と監査役が意見交換を行うものとする。

また当該使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、法令および社内規則に従い、直ちに監査役に報告する。前記に問わず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることが出来るものとする。
- (2) 監査役は、監査役監査基準および監査役会規程に基づき、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人に対する説明を求めることが出来るものとする。
- (3) 監査役は、内部監査室と定期的に開催される内部監査連絡会において情報交換を行う。
- (4) 取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算措置しなければならない。
- (5) 監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、内部監査規程に基づき財務報告に係る内部統制監査を定期的に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本的な考え方

ア. 当社は、反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、不当要求に対してはこれを拒絶するとともに、いかなる理由があろうとも資金提供は絶対行わない。反社会的勢力および団体による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

イ. 当社は、取引相手が反社会的勢力および団体またはその関係者であると判明した時点あるいはその疑いが生じた時点で、当該取引を即時中止する。

(2) 整備状況

ア. 総務担当部署を対応窓口とし、不当要求防止責任者を選任している。

イ. 反社会的勢力および団体による不当要求への対応マニュアルを作成している。

ウ. 行動規範、就業規則およびコンプライアンス基本規程に、反社会的勢力および団体排除に向けた基本的考え方を追加している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社適時開示に係る社内体制の概要】

1. 適時開示の基盤となる行動規範

当社は、企業は広く社会にとって有用な存在でなければならないとの基本認識に基づき、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し、迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本方針としている。その実践に向けて、企業行動規範として定めた「大東紡グループ行動規範」が、適時開示に係る社内体制における考え方の基盤となっている。

2. 適時開示に係る当社の社内体制等の状況

当社は、複数の事業セグメントを有し国内外に複数の拠点を有しているとの当社グループの特性を十分に認識して、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うため、以下の通り、開示担当組織の整備を行うとともに、会社情報の内容に応じて開示手続きを整備している。

(1) 開示担当組織の整備

経営管理本部経営企画部長を情報取扱責任者として適時適切な開示を行うこととしている。重要な会社情報は経営管理本部経営企画部に集約され、また、子会社に関する情報は子会社を統括する経営管理本部グループ統括部を経由して経営管理本部経営企画部に集約され、取締役および情報取扱責任者と情報を共有する体制としている。そののち、開示が要請される重要な決定事実ならびに投資判断に影響を与えらると思われる情報などについて、情報取扱責任者と経営管理本部経営企画部を中心に開示情報の検討を行い、迅速な開示に努める組織体制としている。

(2) 決定事実に関する開示手続き

当社の業務執行および経営方針等は、取締役会において決定しており、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っている。また、部長以上の役職者で構成する部長会を原則月1回開催し、重要な業務に関する審議の充実を図るとともに、子会社を統括する部署として経営管理本部グループ統括部を設置し子会社情報の一元管理ができる体制としている。なお、企業活動における法令および社内規則の順守を徹底する観点から内部管理強化委員会を設置し内部管理の充実に努めている。

以上の体制の下、決定された事項については、証券取引所の適時開示規則（以下、「適時開示規則」という）に基づき、開示が要請される重要な決定事実ならびに投資判断に影響を与えらると思われる情報などについて、情報取扱責任者および経営管理本部経営企画部を中心に開示情報の検討を行い、開示が必要な情報につき、迅速に開示する。

また、取締役会および内部管理強化委員会には監査役も出席しており、その他必要に応じて会計監査人等のアドバイスも受け、正確かつ公平な会社情報の開示に努めている。

(3) 発生事実に関する開示手続き

当社および子会社において重要事実が発生した場合には、当該事実の発生を認識した部署および各子会社の責任者から速やかに経営管理本部経営企画部に情報が集約され、取締役および情報取扱責任者に対して報告がなされる。

そののち、適時開示規則に基づき、開示が要請される重要な決定事実ならびに投資判断に影響を与えらると思われる情報などについて、情報取扱責任者および経営管理本部経営企画部を中心に開示情報の検討を行い、開示が必要な情報につき、迅速に開示する。また、必要に応じて会計監査人等のアドバイスも受け、正確かつ公平な会社情報の開示に努めている。

(4) 決算情報

決算情報については、決算期ごとに経営管理本部経営企画部経理グループにおいて財務数値を作成し、決算に関する取締役会の承認を受けた後、遅滞なく開示している。

監査役会および会計監査人による監査を期中から定期的に受けることにより、正確かつ公平な会社情報の開示に努めている。

3. 社内体制のチェック機能

当社は、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的に、内部監査室を設置している。内部監査室は、全ての業務の内部管理体制を監査の対象としており、社内業務体制、内部統制体制等についてのチェックを行っている。